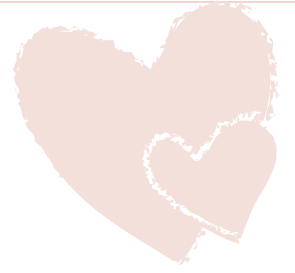


基本 計画



4

障がい者(児)福祉

現状と課題

障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

本村では、「椎葉村障がい者福祉計画」に基づき、福祉教育の推進をはじめ、各種福祉団体への補助により研修会等への参加や座談会の実施などの活動を支援し、障がいや障がい者(児)に対する理解の促進に取り組んでいます。

また、障がいの予防や早期発見を行うため、関係機関と連携のもと早期療育^{※1}や医療費負担の軽減に取り組むとともに、障がい福祉サービスについては、障害者自立支援法の制定により障がい者(児)が自分でサービスを選んで受けられるようになり、福祉の向上が図られました。

障がい者(児)の社会参加については、福祉団体との連携による手話教室の開催やスポーツ・レクリエーション及び文化活動等への参加を促進するとともに、関係機関と連携のもと障がい者の雇用・就労の促進に取り組んでいます。

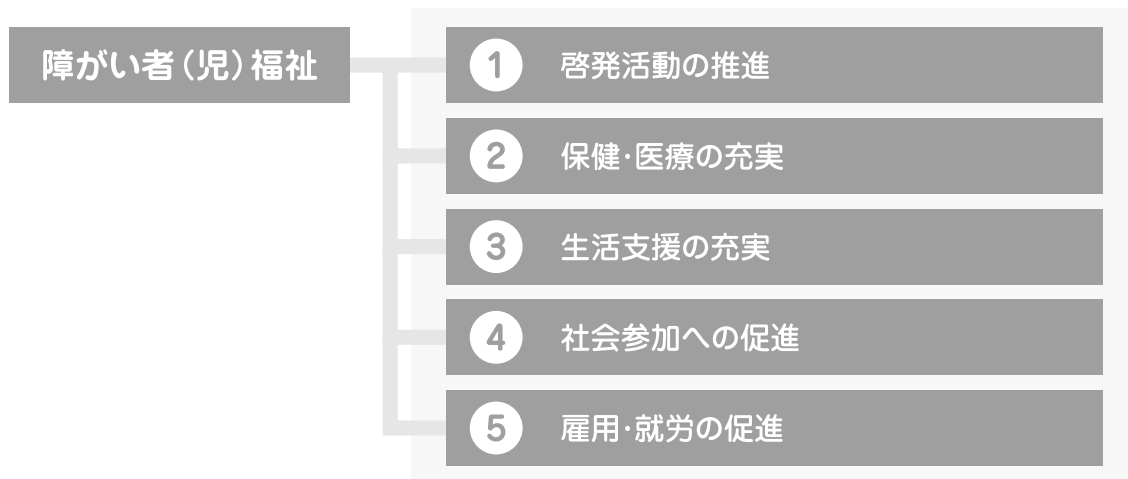
障がい者(児)が自立した生活を営み、社会参加するためには、今後とも福祉、保健、医療の連携のもと、日常的な生活支援や各種サービスの充実とあわせて、地域ぐるみで障がい者(児)を支える環境をつくることが重要です。

基本方針

障がい者(児)が地域において自分らしく生活できるよう、福祉サービスや生活支援の充実をはじめ、社会参加や就労の促進を図ります。

※1 療育:障がいのある子どものために行う医療と保育・養育。

施策の体系



施策

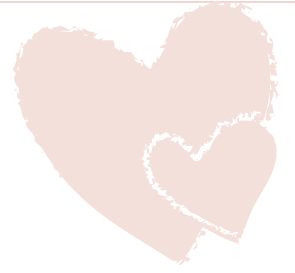
① 啓発活動の推進

- 障がいや障がい者(児)に対する理解を促進するため、福祉教育やボランティア活動の推進、福祉関係団体の育成及び充実を図ります。

② 保健・医療の充実

- 障がいの発生を予防し早期発見をめざすため、福祉、保健、医療の連携のもと、早期療育や医療リハビリテーションの充実、難病保健福祉対策の推進を図ります。

基本 計画



③ 生活支援の充実

- 障がい者(児)が安心して生活が送れるよう、在宅福祉サービスや相談支援体制、訪問相談の充実を図るとともに、社会参加促進のためのコミュニケーションの確保や移動支援の充実など、きめ細かな生活支援に取り組みます。

④ 社会参加への促進

- 障がい者(児)の自立と社会参加を促進するため、広報紙ややまびこ通信の充実を図ります。
- 障がい者(児)が地域の中で生きる喜びをもつことができるよう、スポーツやレクリエーション、文化活動への参加を通じた地域社会との交流の促進、移動支援の充実等により、障がい者(児)の社会参加を推進します。

⑤ 雇用・就労の促進

- 障がい者の雇用や就労を促進するため、民間事業所や商工会、公共職業安定所との連携のもと取り組みを進めるとともに、啓発活動の促進や就労移行、就労継続支援に取り組みます。



■ 宮崎県障がい者スポーツ大会



■ 「なごみの会」作品